



自動認識及びデータ取得技術－ バーコードシンボル体系仕様－コード 128

JIS X 0504 : 2014
(ISO/IEC 15417 : 2007)
(JEITA/JSA)

平成 26 年 11 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第二部会 情報技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	伊 藤 智	一般社団法人情報処理学会情報規格調査会
(委員)	青 木 裕佳子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
	稲 垣 浩	総務省行政管理局
	今 中 秀 郎	日本電信電話株式会社
	榎 本 義 彦	日本アイ・ビー・エム株式会社
	大 石 奈津子	一般財団法人日本消費者協会
	小 野 文 孝	東京大学
	神 保 光 子	日本電気株式会社
	菅 野 育 子	愛知淑徳大学
	関 根 千 佳	同志社大学
	竹 下 眞 仁	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	竜 田 敏 男	情報セキュリティ大学院大学
	中 山 康 子	株式会社東芝
	西 山 茂	新潟国際情報大学
	松 井 俊 弘	総務省情報通信国際戦略局
	三 宅 滋	株式会社日立製作所
	山 田 次 雄	一般財団法人日本規格協会
	山 寺 智	日本銀行金融研究所

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 8.3.1 改正：平成 26.11.20

官 報 公 示：平成 26.11.20

原 案 作 成 者：一般社団法人電子情報技術産業協会

(〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-3 大手センタービル TEL 03-5218-1050)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第二部会 (部会長 横山 明彦)

審議専門委員会：情報技術専門委員会 (委員長 伊藤 智)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 コード 128 の仕様	2
4.1 シンボル体系の特徴	2
4.2 コード 128 の構成	2
4.3 キャラクタの符号化	3
4.4 寸法	9
4.5 参照復号アルゴリズム	9
4.6 シンボル品質	12
4.7 利用者規定のアプリケーションパラメタ	13
4.8 伝送データ	14
附属書 A (規定) コード 128 のその他の特性	15
附属書 B (規定) ファンクションコード 1 (FNC1) に関する特別な配慮	16
附属書 C (規定) シンボル体系識別子	18
附属書 D (参考) シンボルキャラクタ値と ISO/IEC 646 IRV で規定するキャラクタとの関係	19
附属書 E (参考) シンボル幅を最小とするスタートキャラクタ, コードセットキャラクタ及び シフトキャラクタの使い方	20
附属書 F (参考) ISO/IEC 8859-1 (ラテン系アルファベット No.1) キャラクタセット	22
附属書 G (参考) 利用者規定のアプリケーションパラメタ	23
附属書 H (参考) コード 128 使用のためのガイドライン	24
解 説	26

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人電子情報技術産業協会（JEITA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS X 0504:2003** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

自動認識及びデータ取得技術— バーコードシンボル体系仕様—コード 128

Automatic identification and data capture techniques— Bar code symbol—CODE128—Basic specifications

序文

この規格は、2007 年に第 2 版として発行された **ISO/IEC 15417** を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

1 適用範囲

この規格は、コード 128 として知られるバーコードシンボル体系の要件を定める。コード 128 のシンボル体系の特徴、データキャラクタの符号化、寸法、復号アルゴリズム、及びシンボル体系識別子を規定する。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO/IEC 15417:2007, Information technology—Automatic identification and data capture techniques—Code 128 bar code symbology specification (IDT)

なお、対応の程度を表す記号“IDT”は、**ISO/IEC Guide 21-1**に基づき、“一致している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。西暦年の付記がない引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS X 0201:1997 7ビット及び8ビットの情報交換用符号化文字集合

注記 対応国際規格：**ISO/IEC 646:1991**, Information technology—ISO 7-bit coded character set for information interchange (MOD)

JIS X 0500-1 自動認識及びデータ取得技術—用語—第 1 部：一般

注記 対応国際規格：**ISO/IEC 19762-1**, Information technology—Automatic identification and data capture (AIDC) techniques—Harmonized vocabulary—Part 1: General terms relating to AIDC (IDT)

JIS X 0500-2 自動認識及びデータ取得技術—用語—第 2 部：光学的読取媒体

注記 対応国際規格：**ISO/IEC 19762-2**, Information technology—Automatic identification and data capture (AIDC) techniques—Harmonized vocabulary—Part 2: Optically readable media (ORM) (IDT)